

米子市リエイブルメント型短期集中予防サービス先行試行事業実施要領

令和8年6月25日施行

1 目的

この要領は、従来の身体機能の回復だけに留まらず、専門職による面談を通じて本人の意欲を引き出し、実際の生活の場面での課題解決を図る「リエイブルメント型」の短期集中予防サービスを米子市で展開していくにあたり、成功事例の創出や制度設計を検討するための実証を行うために必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領における用語は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)及び地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)の例による。

3 実施主体及び実施体制

- (1) 本事業の実施主体は米子市(以下、「市」という。)とする。
- (2) 市は、本事業を先行して導入する地域包括支援センター(以下「指定包括」という。)を以下のとおり指定する。
 - ・東山地域包括支援センター(運営法人 社会福祉法人米子市社会福祉協議会)
 - ・福米地域包括支援センター(運営法人 社会福祉法人真誠会)
- (3) 市は、市内の事業所等に従事する健康運動指導士、健康運動実践指導者、理学療法士又は作業療法士等で、運動器の機能向上の業務を実施するにあたり経験及び専門的知識を有する者を、本事業の協力者(以下、「リハ職」という。)としてあらかじめ登録する。
- (4) 市は、本事業の効果的な運用のため、社会福祉法人米子市社会福祉協議会に所属する生活支援コーディネーター(以下、「SC」という。)※に協力を求めることができる。
※高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護保険外のサービスや地域資源等のコーディネートやマッチング等の役割を担う専門職。

4 利用者

本事業の利用者は、指定包括の担当圏域内に住所を有する被保険者で、平成27年厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストの事業対象者基準に該当した者等とする。

5 基本方針

本事業は、従来の身体機能の回復だけに留まらず、専門職による面談を通じて本人の意欲を引き出し、実際の生活の場面での課題解決を図ることを目的に実施する。また、単なる一時的な機能回復にとどまらず、サービス終了後も自宅で心身機能の維持・改善が継続できるよう、以下の実現に向けて取り組む。

- (1) セルフマネジメントにより自信を持った生活を可能にすること
- (2) アセスメントで突きとめた生活の不安の原因を解消すること
- (3) プログラム終了後、地域資源等へ移行すること

6 事業の内容

(1) リハ職同行訪問アセスメント		
<ul style="list-style-type: none"> 指定包括の専門職と事業所のリハ職が同行して利用者の自宅を訪問し、健康状態や生活機能、生活環境などを評価し、元の生活を取り戻す方法や目標を提案する。 		
(2) リエイブルメント型短期集中予防サービス（1回あたり90分程度）		
<ul style="list-style-type: none"> リハ職との週1回、計12回の面談を通じて、利用者のセルフマネジメントを育成し、約3ヵ月間の取組で、自分らしい生活を取り戻すための支援を行う。 「米子市版セルフマネジメントシート」を活用し、利用者の日常生活での自主的な取組を促す。 計12回の支援については、訪問又は通所のいずれかの方法によるものとし、通所の場合、必要に応じて利用者の送迎を行う。 支援期間中、必要に応じてSCが支援に参加し、利用者の興味・関心を踏まえた地域資源への移行等について一緒に検討を行う。 		
(プログラムの例)		
1か月目 <ul style="list-style-type: none"> 運動習慣の定着化 基礎体力の強化 セルフマネジメント 	1回目	<ul style="list-style-type: none"> 施設の案内（通所の場合） アンケート セルフマネジメントシートの記入
	2回目	<ul style="list-style-type: none"> セルフマネジメントシートの確認
	3回目	<ul style="list-style-type: none"> セルフマネジメントシートの確認
	4回目	<ul style="list-style-type: none"> セルフマネジメントシートの確認
2か月目 <ul style="list-style-type: none"> 応用的な筋トレ 屋外歩行訓練 具体的な動作確認 	5回目	<ul style="list-style-type: none"> 体力測定（2回目） セルフマネジメントシートの確認
	6回目	<ul style="list-style-type: none"> セルフマネジメントシートの確認
	7回目	<ul style="list-style-type: none"> セルフマネジメントシートの確認
	8回目	<ul style="list-style-type: none"> セルフマネジメントシートの確認
3か月目 <ul style="list-style-type: none"> 目標の実行状況確認 終了後の相談・確認 	9回目	<ul style="list-style-type: none"> 体力測定（3回目） アンケート 活動量計 セルフマネジメントシートの確認
	10回目	<ul style="list-style-type: none"> セルフマネジメントシートの確認
	11回目	<ul style="list-style-type: none"> セルフマネジメントシートの確認
	12回目	<ul style="list-style-type: none"> セルフマネジメントシートの確認

7 定例事例検討会（事例共有サークル）

リエイブルメント型短期集中予防サービスを実践する中で生じた悩みや工夫を共有することを目的とし、市は、サービス提供期間中におおむね月1回程度、定例事例検討会（事例共有サークル）をオンラインで開催し、関係者への参加を求める。

8 成果報告会

市は、本事業で得られた成果を地域の医療・介護等の関係者へ共有及び発信するため、成果報告会を開催し、関係者への参加を求める。

9 利用者負担

利用者が負担する利用料は無料とする。

10 その他

この要領に定めるもののほか事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。